

クーリングオフ制度とは

生活 バイロット

私たち消費者は商品を購入したり、サービスを受けるなど日々契約をしながら生活しています。いつたん契約が成立すると、原則として一方的に解約することはできません。しかし、訪問販売や電話勧誘販売による不意打ち的な取引などは、契約した後で冷静になつて考えると後悔することもあります。

引に限り、契約後でも一定の期間、消費者に考慮する時間と余裕を与えて、期間内であれば無条件で契約を解除できます。

クーリングオフ制度がクーリングオフ制度です。

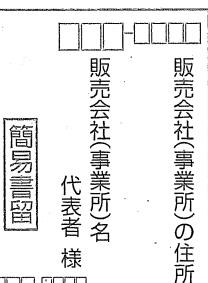
3千円未満の商品を現金で購入した場合など、一部適用除外となる商品やサービスがあります。この他、3千円未満の商品を現金で購入した場合など、一部適用除外となる商品やサービスがあります。

一部適用除外のものも

はがき記載例

契約解除通知	
契約年月日	
商品名	
契約金額	
販売会社(事業所)名	
担当者(代表者)名	
上記契約は解除します。 支払い済みのXXXX円を返金し、商品はお引き取りください。	
通知を出した年月日 自分の住所・氏名	

【裏】



など証拠の残る方法で相談窓口やアイネス送付④クレジット契約(県消費生活センター)をした場合は、信販会に相談ください。
 ▼書き方が分からぬ共同参画アラザニアイ
 の問い合わせは、住ま4・0999=消費生
 いの市町村の消費生活相談電話)

など証拠の残る方法で相談窓口やアイネス送付④クレジット契約(県消費生活センター)をした場合は、信販会に相談ください。
 ▼書き方が分からぬ共同参画アラザニアイ
 の問い合わせは、住ま4・0999=消費生
 いの市町村の消費生活相談電話)